

## 異議申立審査役の募集予定について

下記の通り、異議申立審査役の公募予定につき、お知らせします。

2010年度に公布された「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」の遵守を確保することを目的として、「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」（以下「要綱」）により、事業担当部署から独立した理事長直属の「異議申立審査役」を設置することとされています。

要綱では、審査役は2名ないし3名置くとされており、現在、3名が理事長より委嘱を受けています。うち1名が本年2021年8月末を以って任期満了の予定であることから、後任として新たな審査役を以下の要領で公募する予定です。

### 1. 募集

環境社会配慮ガイドライン異議申立審査役 1名

### 2. 募集時期

2021年6月頃

### 3. 任期

委嘱日（2021年9月1日予定）から3年間  
（一回に限り再任されることができる）

### 4. 業務内容

異議申立があった場合、要綱に従い以下の業務を実施していただきます。

- （1）ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果をJICA理事長に報告する。
- （2）ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、関係当事者間の対話を促進する。

### 5. 応募要件

- （1）JICAの環境社会配慮に関する業務と利害関係がないこと。
- （2）日本語及び英語に堪能であること。
- （3）環境社会配慮に関する知見、国際協力に関する知見、法律に関する知見を有することが望ましい。

### 6. 処遇

非常勤。JICAの規定により委嘱手当を支給します。

以上

※ 本件は予定段階での概要であり、今後、内容・実施時期等を変更する可能性があります。予めご承知おき頂きますようお願いいたします。